



2015年5月26日

各 位

会 社 名 株式会社りそなホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役社長 東 和 浩
(コード番号 8308 東証一部)

「コーポレートガバナンスに関する基本方針」の制定について

当社は、当グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めた「コーポレートガバナンスに関する基本方針」（別紙）を制定いたしましたので、お知らせいたします。

当社は、引き続き、独立性の高い社外取締役を過半数とする取締役会を中心とした、透明性及び公正性の高い経営を支える優れたコーポレートガバナンスの実現を目指してまいります。

以 上

<本件に関するお問合せ先>

りそなホールディングス コーポレートコミュニケーション部

(東京本社)TEL:03-6704-1630 (大阪本社)TEL:06-6264-5685 (埼玉分室)TEL:048-835-1524

コーポレートガバナンスに関する基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本方針は、りそなグループ（以下、「当グループ」という）の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、りそなホールディングス（以下、「当社」という）のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に係る方針を定めるものである。

第1章 総則（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

- 第1条 当社は、りそな銀行、埼玉りそな銀行及び近畿大阪銀行（以下、「グループ銀行」という）をはじめとした金融サービスグループの持株会社として、当グループの企業価値の最大化を図る。
2. 当社は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの立場を尊重し、経済・社会等の環境変化に対応するための迅速・果敢な意思決定を行うために、優れたコーポレートガバナンスの実現を目指す。
 3. 当社は、当グループの経営における原則的理念である「りそなグループ経営理念」及び、さらにそれを具体化した「りそな WAY（りそなグループ行動宣言）」を定め、当グループが一丸となって業務運営に取り組む態勢を整備する。

（当社の企業統治システム）

- 第2条 上記のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方のもと、当社は、経営の監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役会の監督機能と意思決定機能を強化した企業統治システムとして、「指名委員会等設置会社」が最良であると考え、当社の企業統治システムに「指名委員会等設置会社」を選択する。
2. さらに、独立性の高い社外取締役を中心とした取締役会並びに指名委員会、報酬委員会及び監査委員会の3委員会の機能発揮により、社外の視点を経営に十分に活用するとともに経営の意思決定の透明性及び公正性を確保する。
 3. 当社は、当グループが地域社会とともに発展すること等を目的に、子会社各社の自律性を確保しつつ、上記のコーポレートガバナンスにかかる基本的な考え方に沿った経営が行われるよう子会社各社の経営管理を行う。

第2章 取締役会等の体制及び役割等

第1節 取締役会の体制及び役割等

(取締役会の体制及び役割)

第3条 取締役会は、多様で豊富な知見を有する取締役にて構成するとともに、取締役会の員数は、定款で定める15名以内の適切な人数とし、原則として、独立性の高い社外取締役を過半数とする。

2. 取締役会は、株主をはじめとするステークホルダーに対する責務を負っているとの認識のもと、当グループの経営理念・経営の基本方針を定め、その実現に向け、当グループの経営上の重要事項に係る意思決定と、取締役及び執行役の職務の執行を監督する。
3. 取締役会は、法令上執行役に権限委譲できない事項以外、原則として、執行役に権限委譲を行い、執行役より適切に業務執行について報告を受ける体制を整備する。一方、取締役会が必要と認める重要な事項については、取締役会の審議事項とし、取締役会の監督機能と意思決定機能の強化に努める。
4. 取締役会は、「グループ内部統制に係る基本方針」を定め、内部統制の有効性を確保するための内部統制システムの最適な運用及び整備に努める。
5. 取締役会は、「グループ内部監査基本方針」を定め、内部監査部門の機能が十分発揮できるよう、独立性・客観性が確保された内部監査部署を設置し、実効性ある内部監査態勢を構築する。また、「内部監査基本計画」を承認し、定期的に内部監査結果等の報告を受ける等、内部監査部署からの直接の報告経路を確保し、当グループの業務の監督を行うために、内部監査部署を有効に活用する。

(取締役会の運営)

第4条 取締役会議長は、取締役会で決定する。

2. 取締役会議長は、取締役会が透明性かつ客観性の高い意思決定と経営の監督の役割を果たし、取締役会の議論の活性化を図り、取締役会を効果的かつ効率的に運営できるよう努める。
3. 取締役会議長は、取締役会の年間スケジュールの作成、特に社外取締役に対する十分な議案の説明、事前の検討時間及び取締役会における質疑時間の確保、執行役等議論に必要と思われる者の出席を求める等、取締役会の監督機能及び意思決定機能の実効性を確保するための運営体制を整備する。
4. 取締役会の事務局及び社外取締役との連絡・調整等に係る専任スタッフとしてコーポレートガバナンス事務局を設置する。

(関連当事者との取引の承認)

- 第5条 取締役及び執行役は、当社の競業業務を行う場合、または利益相反に該当する取引を行う場合には、取締役会の承認を得なければならない。
2. 当社は、子会社または株主と通例的でない取引を行う場合、取締役会の承認を得なければならない。
 3. 取締役会議長は、議題設定にあたり、予め取締役の競業取引及び利益相反取引に該当しないかを確認するとともに、当該取引を承認するにあたっては、その取締役が議決に参加しない他適切な取締役会の運営の確保に努めるものとする。

(取締役の資格及び役割)

- 第6条 取締役は、指名委員会が定める「取締役候補者選任基準」にて求められる要件を充足する者とする。
2. 取締役は、その職務を執行するに十分な情報を収集するとともに、積極的に意見を表明して議論を尽くさなければならない。
 3. 取締役は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、取締役としての職務を遂行する。
 4. 当社は、取締役がその役割を果たすための、当社の財務状態・経営課題、法令遵守その他の事項に関する研修等の機会を設ける。

(社外取締役の資格及び役割)

- 第7条 社外取締役は、法令が求める社外取締役の要件のみならず、「取締役候補者選任基準」にて定める独立性の要件を充足する者とする。
2. 社外取締役は、独立性の高い社外取締役であるとの自覚のもと、社内取締役とは異なる知見や発想に基づき、取締役会における意思決定及び他の取締役及び執行役の監督を行う。

(社外取締役の情報入手及び情報共有)

- 第8条 当社は社外取締役に対し、銀行業務の中で特に専門性の高い業務や当社の経営戦略等についての研修等の機会を設ける。
2. 社外取締役は、必要があるとき又は適切と考えるときはいつでも、社内の役職員に対して説明若しくは報告を求め、又は資料の提出を求めることができる。
 3. 社外取締役は、必要に応じ社外取締役間の会合を行う等により、独立した客観的な立場に基づく、社外取締役間における情報交換と認識共有を図る。

(自己評価)

第9条 取締役会は、毎年、各取締役に対して、取締役会等に関する意見を確認するなどして、取締役会全体の実効性等について分析・評価を行い、取締役会の運営の改善等に活用する。

(執行役)

第10条 執行役は、取締役会より委任された事項を決定し、また、当社の業務を執行する。

2. 取締役会の決議により、執行役の中から執行役社長を決定する。執行役社長は、当社の業務全般を統括し、当社の業務執行の最高責任者として最終責任を負う。

(執行役等の選任)

第11条 執行役の選任は、指名委員会で定める「サクセッション・プラン」を踏まえ、執行役社長が候補者案を作成し、取締役会にて決定する。

2. グループ銀行の役員（執行役員を含む、以下同じ）の選任は、当社の取締役会の承認を受けて、各社の株主総会または取締役会にて決定する。

第2節 各委員会の体制及び役割等

(指名委員会)

第12条 指名委員会は、原則として、3名以上の独立性の高い社外取締役のみによって構成し、委員長は社外取締役の中から選定する。

2. 指名委員会は、必要に応じて、委員以外の取締役、執行役等を委員会に出席させ説明を求めることができる。
3. 指名委員会は、同委員会で定める「取締役候補者選任基準」に従い、取締役候補者を選任する。
4. 指名委員会は、当社及びグループ銀行の役員の役割と責任の継承を目的とした「サクセッション・プラン」の内容を決定し、その運営状況について確認するとともに取締役会に報告する。
5. 指名委員会の事務局はコーポレートガバナンス事務局とする。

(報酬委員会)

第13条 報酬委員会は、原則として、3名以上の独立性の高い社外取締役のみによって構成し、委員長は社外取締役の中から選定する。

2. 報酬委員会は、必要に応じて、委員以外の取締役、執行役等を委員会に出席させ説明を求めることができる。
3. 報酬委員会は、当社及びグループ銀行の役員に対する報酬方針及び報酬テーブルを始めとした報酬決定プロセスを決定する。

4. 報酬委員会は、当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する。
5. 報酬委員会の事務局はコーポレートガバナンス事務局とする。

(報酬制度)

- 第14条 取締役及び執行役の報酬等は、報酬委員会が公正かつ透明性をもって適切に決定する。
2. 取締役の報酬は、執行役に対する健全な監督を重視した報酬体系とする。
 3. 執行役の報酬は、業務執行に対するインセンティブの維持・向上を図るため業績連動する比率を重視した体系とする。更に、執行役が受ける報酬は、当グループの持続的な成長及び中長期的な株主価値増大に向けたインセンティブを高めることを狙いとして、株式取得報酬を含む体系とする。
 4. 執行役の業績連動報酬は、前年度の会社業績と個人業績の結果に応じて決定する。

(監査委員会)

- 第15条 監査委員会は3名以上で構成し、その過半数を社外取締役とする。委員長は、原則として、社外取締役の中から選定する。
2. 監査委員会は、必要に応じて、委員以外の取締役、執行役等を委員会に出席させ説明を求めることができる。
 3. 監査委員会は、原則として、監査の実効性確保の目的から常勤の監査委員を選定することとし、また、監査委員のうち最低1名は、財務及び会計に関する適切な知見を有している者を含めることとする。
 4. 監査委員会は、取締役会が果たす監督機能の一翼を担い、取締役及び執行役の職務執行について監査する。
 5. 監査委員会は、内部統制システムの構築及び運用の状況について監視し検証する。
 6. 監査委員会は、内部統制のシステム整備状況等を踏まえた監査の基本方針・基本計画を定め、内部監査部門等との緊密な連携等を通じた、効率的かつ実効性のある監査に努める。
 7. 監査委員会は、当グループの業務執行者や監査役との定期的な会合等を通じて、各社の経営の基本方針、各社が対処すべき課題、及び各社を取り巻くリスク等を確認し、監査の実効性向上に努める。
 8. 監査委員会は、会計監査人から監査の結果及び監査実施状況等について定期的に報告を受け、また随時情報交換を行うなどにより連携の強化を図る。
 9. 監査委員会は、会計監査人について適切に評価したうえで、株主総会へ上程する会計監査人の選任及び解任並びに不再任にかかる議案内容を決定する。
 10. 監査委員会を補助する事務局として監査委員会事務局を設置する。

第3章 株主をはじめとするステークホルダーとの関係

第1節 情報開示

（情報開示及び財務報告の透明性の確保）

第16条 当社は、経営の透明性向上を図り、社会から信頼され、公正な評価を受けるため、当グループに関する情報を広く外部に向けて主体的に開示する行為を情報開示と定義し、「情報開示及び財務報告に関する基本方針」を定め、公平かつ適時・適切に非財務情報を含めた情報開示を実施する。

第2節 株主をはじめとするステークホルダーとの関係

（株主との対話）

第17条 当社は、当グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上の観点から、「株主・投資家等との建設的な対話を促進するための基本方針」を定め、その内容を開示し、株主・投資家等との建設的な対話を積極的に進めていく。

（株主総会）

第18条 当社の定時株主総会の招集通知は、株主が株主総会議案の十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使することができるような時期に発送・開示するよう努める。

2. 当社は、あらゆる株主に対してその持分に応じて平等に扱い、全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境（日時・場所・手段）の整備に努める。

（政策保有株式）

第19条 当社は、当グループが保有する政策保有株式に関して「政策保有株式に関する方針」を定め、その内容を開示する。

2. 当社は、取締役会で当グループが保有する主要な政策保有株式についてそのリスクとリターンを踏まえた中長期的な経済合理性や将来見通しを検証し、適切な説明を行う。
3. 当社は、当グループが保有する政策保有株式に係る「議決権行使基準」を定め、その内容を開示する。

（ステークホルダーとの関係）

第20条 当社は、当グループの持続的成長と中長期的な企業価値創出のために、業務を通じた持続可能な社会づくりへの貢献が不可欠であるとの認識のもと、すべてのステークホルダーとの適切な協働に努める。

2. 当社は、「企業の社会的責任」に対する当グループの取組姿勢を明確化した「グループ CSR 方針」を定め、その内容を開示する。

第 4 章 改廃

(改廃)

第 21 条 本基本方針は、取締役会の決議によって改廃することができる。

以 上

2015 年 5 月 26 日制定

参考① りそなグループ経営理念

りそなグループは、創造性に富んだ金融サービス企業を目指し、
 お客さまの信頼に応えます。
 変革に挑戦します。
 透明な経営に努めます。
 地域社会とともに発展します。

参考② りそな WAY (りそなグループ行動宣言)

お客さまと 「りそな」	「りそな」はお客さまとの 信頼関係を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • お客さまからの信頼を全てに優先し、お客さまの喜ぶ顔や幸せのために、誠実で心のこもったサービスを提供します。 • お客さまのニーズに応え、質の高いサービスを提供します。 • 常に感謝の気持ちで接します。
株主と 「りそな」	「りそな」は株主との 関係を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • 長期的な視点に立った健全な経営を行い、企業価値の向上に努めます。 • 健全な利益の適正な還元を目指します。 • 何事も先送りせず、透明な経営に徹し、企業情報を公正かつ積極的に伝えます。
社会と 「りそな」	「りそな」は社会との つながりを大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • 「りそな」が存在する意義を多くの人々に認めていただけるよう努力します。 • 広く社会のルールを遵守します。 • 良き企業市民として地域社会に貢献します。
従業員と 「りそな」	「りそな」は従業員の 人間性を大切にします	<ul style="list-style-type: none"> • 「りそな」の一員であることに誇りを持って働ける職場を創ります。 • 創造性や変革に挑戦する姿勢を重んじます。 • 従業員一人ひとりの人間性を尊重し、能力や成果を公正に評価します。

参考③ 取締役候補者選任基準の概要

(取締役候補者)

本基準における取締役候補者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) りそなグループの持続的な企業価値の創造に資するという観点から経営の監督に相応しい者であること
- (2) 取締役としての人格および識見があり、誠実な職務遂行に必要な意思と能力が備わっている者であること
- (3) 取締役として、その職務を誠実に遂行するために必要な時間を確保できる者であること
- (4) 法令上求められる取締役としての適格要件を満たす者であること

(社外取締役の独立性)

1. 本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

- (1) 当社またはその関連会社の業務執行取締役もしくは執行役またはその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）、または、その就任前 10 年間に於いて当社またはその関連会社の業務執行者であった者
- (2) 当社の総議決権の 5%以上の議決権を保有する大株主またはそれが法人・団体等である場合の業務執行者である者
- (3) 当社またはその関連会社と重要な取引関係（注 1）がある会社またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者である者
- (4) 当社またはその関連会社の弁護士やコンサルタント等として、当社役員報酬以外に過去 3 年平均にて 1,000 万円以上の報酬その他財産上の利益を受け取っている者。またはそれが法人・団体等である場合、当該法人・団体の連結売上高の 2%以上を当社またはその関連会社からの受け取りが占める法人・団体等の業務執行者である者
- (5) 当社またはその関連会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等である者
- (6) 当社またはその関連会社から過去 3 年平均にて年間 1,000 万円または当該法人・団体等の年間総費用の 30%のいずれか大きい額を超える寄付等を受けている法人・団体等の業務執行者である者
- (7) 上記（2）から（6）について過去 5 年間に於いて該当する場合
- (8) 配偶者または二親等以内の親族が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
- (9) 当社またはその関連会社から取締役を受入れている会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者である者
- (10) 社外取締役としての在任期間が通算で 8 年を経過している者

(11) その他、当社の一般株主全体との間で上記(1)から(10)までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

(注1) 重要な取引関係とは、以下のいずれかに該当する取引等をいう。

(i) 通常の商取引は、当社の連結業務粗利益または取引先の連結総売上高の2%以上

(ii) 当社またその関連会社の融資残高が取引先の事業報告に記載されかつ他の調達手段で短期的に代替困難と判断される場合

2. 上記(1)から(11)のうち抵触するものがある場合でも、指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外取締役として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外取締役候補者として選定することができる。その場合においては、独立性を有する社外取締役として相応しいと判断した理由等について説明を行うものとする。

(取締役の候補者の決定)

1. 指名委員会は、取締役候補者を決定するにあたり、本基準において定める取締役候補者の要件を満たすとともに、さまざまなバックグラウンドと経験を有した者を確保するものとする。

2. 前項のほか、取締役候補者を決定するにあたり、原則として取締役会の過半数について、本基準において定める独立性を有する社外取締役と認められる者を確保するものとする。

参考④ サクセッション・プランの概要

当社では、持続的な企業価値向上を図るべく、当社及びグループ銀行の経営トップの役割と責任を継承するメカニズムとして2007年6月にサクセッション・プランを導入し、役員を選抜・育成プロセスの透明性を確保しております。

当社のサクセッション・プランは当社及びグループ銀行の「次世代トップ候補者」から「新任役員候補者」までを対象とし、対象者を階層ごとに分類した上で選抜・育成プログラムを計画的に実施しております。各々の選抜・育成プログラムは外部コンサルタントから様々な助言を得ることで客観性を確保しており、それらの評価内容は全て指名委員会に報告される仕組みとなっております。また、指名委員の活動としては評価内容等の報告を受けることに留まらず、個々のプログラムに実際に参加することなどを通じ、各役員と直接接点を持つことでより多面的に人物の見極めを行っております。さらに、それらの指名委員会の活動状況は社外取締役が過半数を占める取締役会に報告され多様な観点で議論されており、そうした全体のプロセスを通じ役員能力・資質の把握と全体の底上げが極めて高い透明性のもとで図られております。

なお、当社では「役員に求められる人材像」として7つのコンピテンシーを定めております。指名委員会や役員が「求められる人材像」を具体的に共有することで、評価・育成指標を明確化させるとともに中立的な育成・選抜に努めております。

参考⑤ 情報開示及び財務報告に関する基本方針の概要

(基本姿勢)

- ・ 国内外のお客さま・株主・投資家等が当グループの状況を正確に認識し判断できるよう、より広く、継続して、分かり易い情報開示及び財務報告に努めます。
- ・ 金融商品取引法及び当社の有価証券を上場している金融商品取引所の規則、並びに会社法及び銀行法その他の関係諸法令・規則等を遵守します。
- ・ 内容、時間、手法等の適時・適切性を確保すべく、金融商品取引所の情報システム、当グループのウェブサイト、各種印刷物など様々なツールを積極的に活用します。
- ・ 情報開示統制の整備・運用に努め、不断の改善を実施します。

(情報開示及び財務報告のための体制と役割)

- ・ 取締役会は、本基本方針の制定、見直しを行うとともに、代表執行役及び執行役等が行う情報開示及び財務報告に係る内部統制の整備・運用状況を適切に監督します。
- ・ 監査委員会は、執行役の職務の執行に対する監査の一貫として、独立した立場から、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視します。
- ・ 代表執行役は、情報開示の適切性及び財務報告の信頼性に関する責任を有し、内部統制の有効性を確保すべく最適な整備・運用を行います。

参考⑥ 株主・投資家等との建設的な対話を促進するための基本方針の概要

（目的）

株主・投資家等（以下、株主等）との建設的な対話を促進するための基本方針は、以下を目的に、当社の体制・取組みに関する方針を定めるものです。

- ① 当グループの経営戦略や財務状況等に関して、株主等からの確に理解され、信頼と正当な評価を得ること
- ② 株主等との建設的な対話を通じて、当グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ること

（株主等との対話者）

執行役社長及び財務部担当執行役は、株主等との対話全般について統括し、建設的な対話の実現に努めてまいります。株主等との実際の対話は、上記の者の他、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、上記の者から指名された者が行います。

（対話を補助する社内体制）

株主等との建設的な対話に際しては、中長期的な視点による株主等の関心事項等を踏まえ、正確な情報を提供すべく、財務部がグループ各社の各部門と連携の上、対話者を補助します。

（対話の手段の充実に係る取組み）

株主等との建設的な対話は、株主総会及び個別面談以外に、決算説明会、決算説明電話会議、並びに株主向けセミナー等を通じて実施します。また、中長期的な視点による株主等の関心事項等を踏まえて多様な視点で取組み、その充実に努めてまいります。

（社内へのフィードバック）

財務部担当執行役は、株主等の意見・関心・懸念等を取締役に定期的にかつ適時・適切に報告します。また、取締役会は、財務部担当執行役に対して、いつでも株主等との対話の詳細の説明を求めることができます。

（インサイダー情報の管理）

株主等との対話に際しては、別途定める「情報開示規程」に従い、未公開の重要情報を特定の者に選別的に開示しません。

参考⑦ 政策保有株式に関する方針の概要

りそなグループは、公的資金による資本増強以降、お客さまとの交渉を重ね、政策保有株式の残高圧縮に取組み、価格変動リスクの低減に努めてまいりました。

引き続き、以下方針を踏まえ、リスクに見合った適正なリターンを追求してまいります。

1. 財務的体力を超えた政策株式の保有はいたしません。
2. 保有にあたっては、お客さま並びにりそなグループの持続的な企業価値向上を通じた、中長期かつ安定的な取引関係構築を目指します。
3. 保有の是非については、中長期的な取引展望の実現可能性を含むリスク・リターンを検証し判断します。

参考⑧ 議決権行使基準の概要

政策保有する株式の議決権行使は、以下の方針に則り、実施してまいります。

- ・お客さまとの取引上の利益に囚われることなく、持続的な企業価値向上の観点から、個別に賛否を判断するよう努めます。
- ・特定の政治的・社会的問題を解決する手段として議決権行使はいたしません。
- ・企業もしくは企業経営者等による不祥事及び反社会的行為が発生した場合には、コーポレートガバナンスの改善に資する内容で議決権を行使します。

参考⑨ グループCSR方針の概要

(コーポレートガバナンス)

責任ある経営体制および経営に対する監視・監督機能の強化に努め、すべてのステークホルダーに対する説明責任を果たします。

(人権)

当社が影響を及ぼすお客さま、株主、従業員等、すべてのステークホルダーの基本的人権を尊重する企業風土・職場環境を醸成します。

(ダイバーシティ)

職場における能力開発の機会を通じた人材育成および成果の公正な評価とダイバーシティの組織風土の定着を推進します。

(コンプライアンス)

法令・ルール・社会規範の遵守を通じて、すべてのステークホルダーに対して責任ある企業活動を行います。

(消費者課題・お客さまサービス)

お客さまの大切な個人情報・資産を守り、一人ひとりの立場に立った質の高い金融サービス、啓発の機会を提供します。

(コミュニティ)

地域との共生を大切な使命と位置づけ、自社の持つ経験・資源を活用して、社会的課題の解決に取り組みます。

(環境)

かけがえのない地球環境を大切にし、環境に配慮した企業活動を適切に実践します。